

陳情第 8 7 号	受理年月日	平成 3 0 年 6 月 4 日
付託委員会	環境水道委員会	
件 名	平尾台への太陽光発電所等の設置の規制について	
要 旨	<p>北九州国定公園に位置し、国指定の天然記念物である平尾台は、全国有数のカルスト台地であり、北九州市が誇る景勝地として有名である。平成 28 年には国家戦略特区に指定され、国内外からの観光客増加やラムサール条約締結及びジオパーク認定に向けた運動も始まっており、平尾台特有の景観を保全、維持する重要性は高まっていると考えられる。</p> <p>このような中、ある日突然工事業者が来て太陽光発電所の建設を始めた。平尾町内会への事前説明もなく、畑や道路、邪魔な石灰石を破壊し、市の管理する里道の樹木も許可なく伐採するなど、景観を無視した造成が行われた。</p> <p>また、事業者が発電所に十分な排水路を設置していないため、大雨の際に泥水の流出が起きており、このまま雨水が集中する太陽光パネルを設置し続ければ県道や民家周辺での地下陥没の恐れもある。</p> <p>かつて平尾台で、開発か環境保護かの観点で論争が起きたとき、企業と行政、地元が同じテーブルについて調整するという、ほかに例のない調和を生み出した歴史を無視し、地域外からの投資目的の施設を住民の納得を得られないまま設置することは、地域に新たな公害をもたらし、住民を苦しめ、平尾台の景観及び文化的価値を損なうものである。</p> <p>私たちは太陽光発電所からの騒音や、気温の上昇、災害や陥没におびえる生活を強いられている。これが戦後の農地開拓で血の汗を流し、台地を切り開いてきた住民への仕打ちなのだろうか。この太陽光発電所の設置は、地域にとって害はあれど恩恵など全くない。確かに北九州市が環境先進都市として、自然エネルギーの普及に努めるべきなのは承知している。しかし、そのために日本有数の景勝地である平尾台とそこに住む住民を苦しめることは、今後のクリーンな都市イメージの構築にダメージを与えるものである。</p>	

(続 く)

については、日本有数の景勝地である平尾台の自然と住民の生活を守るため、以下の2点を検討していただきたい。

記

- 1 平尾台への太陽光発電所を初めとする人工工作物の設置を規制する条例を制定し、その景観を維持すること。
- 2 現在設置している太陽光発電所については撤去し、本来の景観に回復するよう求める。